

兵庫「咲いテク」運営指導委員会設置要項

(目的)

第1条 県内スーパーサイエンスハイスクール指定校（以下「SSH校」という。）の連携を図り、SSH指定校の取組を共有し発展させるとともに、兵庫の理数教育を推進するために、兵庫「咲いテク」運営指導委員会（以下「運営指導委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 運営指導委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 県内SSH校の連携を図る。
- (2) 兵庫の理数教育の推進を図る。
- (3) 各地域の理数教育の中核的拠点として小・中・高等学校の連携を図る。
- (4) 兵庫「咲いテク」事業の企画・運営について、指導、助言、評価を行う。

(組織)

第3条 運営指導委員会は、次に掲げる者の中から、兵庫県教育長が委嘱した者をもって構成する。

- (1) SSH校および連携校の校長及び担当者
- (2) 学識経験者（大学教授等）
- (3) 中学・高等学校教育関係者
- (4) 民間企業人
- (5) 産業・科学技術振興関係者

(委員長等)

第4条 運営指導委員会には、委員長1人、推進委員長1人及び顧問若干名をおき、兵庫県教育長が任命する。

- (1) 委員長は、委員会を統括する。
- (2) 推進委員長は、所掌事務の進行にあたる。
- (3) 顧問は、学識経験者及び民間企業人の専門的有識者をもって充てる。
- (4) 運営指導委員会は、委員長が招集する。

(推進委員会)

第5条 運営指導委員会に会務を効率的に遂行するために推進委員会を置く。

- (1) 推進委員会は、推進委員長1人、SSH校および連携校の担当者各1人及び顧問により組織する。
- (2) 推進委員会は、推進委員長が招集する。
- (3) 推進委員会は、運営指導委員会における協議事項の立案及び決定事項の執行に当たる。

(事務局)

第6条 推進委員会の庶務を行うため、県立神戸高等学校に事務局をおく。

(経費)

第7条 経費については、SSH指定校の「スーパーサイエンスハイスクール」に関する科学技術人材育成重点枠事業の経費及び高校教育課予算から支出する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和2年4月21日から施行する。

(要項の失効)

この要項は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。